

平成25年度 事務事業評価シート

※平成24年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	消費生活対策事業						継続		
コード	24	-	19	-	04	-	00	予算事業名	消費生活対策
担当部署	市民部	広聴課			生活情報センター			予算事業コード	会計 10 款 02 項 01 目 03

1. 事業の位置付けと関連計画、関連事業等

第三次川越市総合計画上の位置付け(太枠内)			位置付けなしの場合	法令による実施義務			一部義務
基本目標(章)	6章	人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち		実施計画事業名	消費生活対策		
方向性(節)	2節	安全で安心な暮らしの確保		個別計画等の名称	なし		
施策	5	消費者対策の推進		当事業に関連する事務事業	相談業務、消費者啓発事業		
細施策							
事業実施の根拠となる法令・条例等	消費者基本法、消費者教育推進法、埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例、川越市生活情報センター条例						

2. 事業の目的と概要

事業の目的 (誰・何を対象に、何のために実施するのか)	すべての市民を対象とし、消費生活相談体制の充実を図り、消費者被害を救済する。また、消費者の自立を支援し、消費生活の安全及び向上を確保する。
事業の概要 (活動内容、実施手段・方法など)	消費生活相談員による消費生活相談を行う。また、消費者啓発の講座を開催する。

3. 実施にかかるコストと実績

(単位:千円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額	9,118	9,882	9,138	8,177	7,787	
(25年度予算額大幅増/減の理由)						
事業費 A	8,096	8,160	7,388	7,230	7,787	8,549
人件費 B	22,011	22,011	22,011	22,011	22,011	22,011
総コスト(C=A+B)	30,107	30,171	29,399	29,241	29,798	30,560
正規職員(1年間の従事人数)	3.00人	3.00人	3.00人	3.00人	3.00人	3.00人
臨時職員(1年間の従事人数)	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人
国県支出金 D	0	500	415	0	0	598
その他特定財源 E	0	0	0	0	0	0
市の財政負担(=C-D-E)	30,107	29,671	28,984	29,241	29,798	29,962

※25年度、26年度の事業費、人件費は見込額
※臨時職員の給与も、人件費に含みます。

4. 成果指標・活動指標による分析

評価指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度目標値	将来目標値
活動 各種講座開催回数	回	18	19	17	19	19	20
指標の定義・説明		各種講座の開催の回数					
活動 広報川越掲載回数	回	10	11	12	12	12	12
指標の定義・説明		広報川越への掲載回数					
活動 消費生活相談員数	人	4	4	4	4	4	4
指標の定義・説明		消費生活相談員の人数					
成果 消費生活相談件数	件	1,237	923	817	917	950	1,000
指標の定義・説明		年間消費生活に関する相談件数					
指標に基づく評価	相談件数は減少しているが、1件ごとの相談が複雑化・長期化している。消費生活相談員の資質向上を図るなど、相談体制充実に努めている。						

5. 事業の実施を通じた分析

(1) 現在の課題と状況	効率性に課題
現在、消費生活相談は1日2名体制としており、4名の相談員がローテーションを組んでいるが、出前講座講師としての出張や研修、休暇取得等の状況から、2名体制の維持が難しくなっている。	
(2) 比較参考値(他市での類似事業の例など)	
消費者教育推進法が平成24年8月に施行され、各自治体へ、消費者への啓発・講座等の教育の推進が求められている。	
(3) 事業を廃止・縮小したときの影響	
消費者被害への対応や消費者教育を推進する部署がなくなることは、市民に対する行政サービスの大幅な低下につながってしまうことが想定される。	

平成25年度事務事業評価 方向性提示シート

所管部署		市民部				広聴課	生活情報センター
事務事業名称		24	19	04	00	消費生活対策事業	
今後3年間の方向性	25年度	継続 公開事業点検で、生活情報センターの設置場所について指摘があった。設置場所については検討をしている。引き続き消費者のニーズに応えられる相談窓口となるよう努める。					
	26年度	継続 生活情報センターの設置場所について引き続き検討し消費生活相談窓口の充実に努める。					
	27年度	継続 消費生活相談窓口の充実と消費者被害の防止のため、消費者啓発事業の実施に努める。					